

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令(文部科学七)
- 作物統計調査規則の一部を改正する省令(農林水産一五)

〔告 示〕

- 健康増進法第二十六条の九の規定により、登録試験機関について、許可試験の業務の廃止を許可する件(消費者庁三)
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件(法務一三八)
- 日本国に帰化を許可する件(同一三九)
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件(財務・農林水産五)
- 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件(同一)

- 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同七)
- 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十九年年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件(厚生労働七五)
- 農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件(農林水産三九八)
- 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同三九九)
- 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同四〇〇)
- 個人情報保護法に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体として認定した件(経済産業四〇)
- 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示(同四一)
- 原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を定める件(同四二)
- 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件(同四三)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件(同四四)

- 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件(同四五)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件(同四六)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件(同四七)
- 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第三号口の経済産業大臣が告示する額を定める件(同四八)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通一九七)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同一九八)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(同一九九)
- 直轄砂防工事を施行する件(同二〇〇)
- 耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件(同二〇一)
- 主要構造部を木造とすることができ、大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部を改正する件(同二〇二)
- 準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件(同二〇三)
- 建築士事務所開設者がその業務に關して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に關して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する件(同二〇四)
- 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示(海上保安庁一一)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者(厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金変更関係  
会社その他

第五中一定めるもの下にて第一号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。を加え、同第一号中「を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる」を「が設けられた」に改め、同号八中「(2)又は(3)」を「(2)から(4)まで又は(6)のいずれか」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

国土交通省告示第百二十三号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件（平成二十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。  
平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

第一第一号二、同第二号二、同第三号ホ、同第四号二及び同第五号ハ中「平成二十七年国土交通省告示第百二十三号」を「準耐火構造の構造方法を定める件（平成二十二年建設省告示第千三百五十八号）」に改める。

第二第三号ロ中「第四第二号ロ」を「第四第三号ロ」に改める。

第三中一定めるもの下にて（第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）を加え、同第三号イ（中）「軽重量気泡コンクリート」を「軽重量気泡コンクリートパネル」に改め、同号ロ（3）を次のように改める。

(3) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）を設けたものに限る。）

第三第三号ハを削り、同第四号中「平成二十七年国土交通省告示第百二十三号」を「準耐火構造の構造方法を定める件（平成二十二年建設省告示第千三百五十八号）」に改める。

第五各号列記以外の部分中「一定めるもの」の下に（第一号ハ及び二並びに第二号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）を加え、同第一号ハ（ロ）の上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る。）を二枚以上二枚以下に改め、同号ハ（ロ）を次のように改める。

(ロ) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る。）を二枚以上二枚以下に改める。

(1) 第三第三号ロ（2）又は（3）に該当するもの

(2) せっこうボードを二枚以上張ったもの

(3) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

第五第二号ハ中「設けられ、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けられて」を「設けられ、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けられて」に改める。

この告示は、公布の日から施行する。

国土交通省告示第百二十四号  
建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を次のように改正する。

国土交通大臣 石井 啓一

（建築士事務所開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部改正）  
第一条 建築士事務所開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

別添四の二、第二号を次のように改める。  
（建築士事務所開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準）  
一、第一項に規定する建築士事務所開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

国土交通大臣 石井 啓一

別添四の二、第三号を次のように改める。  
（建築士事務所開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準）  
一、第一項に規定する建築士事務所開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

国土交通大臣 石井 啓一

別添四の二、第四号を次のように改める。  
（建築士事務所開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準）  
一、第一項に規定する建築士事務所開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

別添三の二、第八号を次のように改める。  
（建築士事務所開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準）  
一、第一項に規定する建築士事務所開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

国土交通大臣 石井 啓一

別添三の二、第九号を「（認定）」に改める。  
（建築士事務所開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準）  
一、第一項に規定する建築士事務所開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

国土交通大臣 石井 啓一

別添三の二、第十号を「（認定）」に改める。  
（建築士事務所開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準）  
一、第一項に規定する建築士事務所開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

28建企第533号  
平成29年3月24日

関係団体の長様

愛知県建設部建設企画課長

公共建築工事特記仕様書等の改訂について（通知）

日頃は本県の建設行政につきまして、御理解と御協力いただき御礼申し上げます。  
この度、「公共建築工事特記仕様書」及び「公共住宅建設工事特記仕様書」を改訂し、  
愛知県が4月1日以降に発注する工事より適用することとしましたので通知します。  
なお、本特記仕様書は下記ホームページで公表しています。

記

URL (<http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kiyun.html>)

担 当

建築技術・工事検査グループ

電話 052-954-6615(ダイヤルイン)

28建企第538号  
平成29年3月24日

関係団体の長様

愛知県建設部建設企画課長

愛知県建築工事品質管理要領（資材編）等の運用について（通知）

いつも愛知県の建築事業にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、「愛知県建築工事品質管理要領（資材編）」及び「施工計画書作成の手引（建築工事編）」を改めましたので通知します。

また、本要領等は下記URLで公表しています。

記

URL ([http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gi\\_jyutsu/ki\\_jyun.html](http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gi_jyutsu/ki_jyun.html))

担当

建築技術・工事検査グループ

電話 052-954-6615(ダイヤルイン)

28建企第561号  
平成29年3月24日

関係団体の長様

愛知県建設部建設企画課長

建築工事事務の手引の運用について（通知）

いつも愛知県の建築事業にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、「建築工事事務の手引」を改訂し、愛知県が4月以降発注する工事より適用することとしましたので通知します。

また、本手引きは下記URLで公表しています。

URL (<http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kiyun.html>)

担 当 建築技術・工事検査グループ  
電 話 052-954-6615(ダイヤルイン)

28建企第573号  
平成29年3月28日

関係団体の長様

愛知県建設部建設企画課長

建築工事監理業務委託共通仕様書の運用について（通知）

いつも愛知県の建築事業にご協力いただき、ありがとうございます。  
この度、「建築工事監理業務委託共通仕様書」を改訂し、愛知県が4月以降発注する工事より適用することとしましたので通知します。  
また、本仕様書は下記URLで公表しています。

URL (<http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kijyun.html>)

担当

建築技術・工事検査グループ

電話 052-954-6615(ダイヤルイン)

28建指第603号

平成29年3月9日

各建築・住宅関係団体の長様

愛知県特定行政庁等連絡会会長  
(愛知県建設部建築局建築指導課長)

愛知県建築基準法関係例規集の一部改訂について(通知)

このことについて、愛知県建築基準法関係例規集の一部を改訂し、愛知県建築指導課のウェブサイトに掲載しましたので通知します。

なお、本改訂の適用は平成29年4月1日となります。

<愛知県建築指導課ウェブサイト>

<http://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/01kenchikukijun/04toriatsukaietc.html>

担当 建築指導グループ(山本、山田)

電話 052-954-6586(ダイヤル)

電子メール [kenchikushido@pref.aichi.lg.jp](mailto:kenchikushido@pref.aichi.lg.jp)

28建企第608-2号

平成29年3月30日

関係業団体の長 殿

愛知県建設部建設企画課長

建築工事に係る積算基準の公表について（通知）

このことについて、公共建築工事費積算基準を下記のとおり公表しますのでお知らせします。

記




- 1 公表となる図書  
公共建築工事費積算基準（平成29年4月）
- 2 公表の方法  
愛知県建設部建設企画課Webページに掲載する。  
(<http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/tankakenchiku.html>)
- 3 改訂日  
平成29年4月1日（適用日は入札公告の参考数量内訳書の表紙に記載する。）

担 当 建築技術・工事検査グループ

電 話 052-954-6615

内 線 2890



会長	専務理事	事務局長	課長	主任	担当
					

平成 29 年 3 月 27 日

各位

名古屋市住宅都市局  
都市計画部都市計画課長  
建築指導部建築指導課長

### 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針の策定について（周知）

時下、ますますご清祥のことと存じます。また、平素は、本市の都市計画・建築行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、観光需要に資する良質な宿泊施設の整備を誘導していくため、「宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針」を策定するとともに、「名古屋市特定街区運用基準」及び「名古屋市総合設計制度指導基準」を改正しましたので、方針及び基準（運用開始・施行日：平成 29 年 4 月 1 日）を送付いたします。

なお、方針等につきましては、名古屋市公式ウェブサイトにおいてもご覧いただけます。

今後とも、本市の都市計画・建築行政にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

#### 【問合せ先】

（都市計画制度について）

都市計画課地域計画係 TEL：972-2713

（総合設計制度について）

建築指導課市街地建築係 TEL：972-2918



## 「宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針」について

### 1 要旨

本市においては、リニア中央新幹線開業を控えるなか、「魅力と活力にあふれ行きたくなるまち」、「市民が誇りに思えるまち」の実現に向け、都市の魅力向上・発信を目指した観光施策に取り組んでいます。

観光施策の進展に伴い予想される訪名観光客の増加に対して、必要な宿泊施設の供給確保は大きな課題となり、都市の交流活動を支える都市機能の一つである宿泊施設を積極的に誘導することは、世界的な交流拠点都市の実現に大きく貢献することになります。

そのため、必要な宿泊施設の整備を促進することを目的として、宿泊施設の整備に着目した容積率について緩和方針を定めました。

### 2 方針の概要

観光需要に資する良質な宿泊施設の整備を誘導していくため、緩和要件については、客室規模等を設定しています。

#### 【適用制度】

- ・都市計画制度（高度利用地区、特定街区、再開発等促進区、高度利用型地区計画を適用制度とし、都市計画提案が基本）
- ・総合設計制度

#### 【緩和容積率の上限】

- ・基準容積率の0.5倍かつ300%（総合設計：基準容積率/50+50%）

#### 【対象となる宿泊施設の主な要件】

- ・ホテル、旅館であること（簡易宿所等は除く）
- ・客室面積は15㎡以上で総客室数の1/4以上が22㎡以上であること
- ・客室収容人数に応じたロビーの面積を確保

#### 【その他の上乘せ（総合設計制度を除く）】

- ・観光バス乗降場の整備を行う場合
- ・MICE施設や災害時の退避施設などの都市機能の改善・向上に寄与する施設を整備する場合

### 3 今後の予定等

本緩和方針は平成29年4月1日より運用を開始し、その後の開発動向や観光客・宿泊客動向などを踏まえ、適用基準や緩和容積率の考え方、制度の継続等について、必要に応じて見直しを行う予定です。

また、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針（本編）につきましては、名古屋市公式ウェブサイト（下記リンク）よりご覧いただけます。

<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000091199.html>

#### 【問合せ先】

（都市計画制度について）

都市計画課地域計画係 TEL：972-2713

（総合設計制度について）

建築指導課市街地建築係 TEL：972-2918

各関係団体 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について

平素より建築行政に格別なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）を策定しています。

前回の建築設計標準の改正から 4 年が経過し、その間、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催決定や、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加、高齢化の進行など、社会情勢は大きく変化しており、建築物の一層のバリアフリー化が求められています。

このような背景から、全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、建築設計標準の次の内容を中心に、別添のとおり改正を行いました。

- ① 宿泊施設について、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した「一般客室」の設計標準の追加、既存建築物における改修方法の提案、ソフト面での配慮等の記述の充実
- ② 車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備等について、一層の機能分散や小規模施設・既存建築物の整備を進めるための記述の充実
- ③ 建築物の用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
- ④ 設計者等にとってわかりやすい内容とするための構成等の整理

貴団体におかれましては、建築物の設計等にあって、建築設計標準を有効にご活用いただきますようお願いいたします。また、貴団体の関係者に対しても、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、各都道府県建築行政主務部長等に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 企画係

(住所) 東京都千代田区霞が関2-1-3

(電話) 03-5253-8111 【内線 39-545】

○ 建築設計標準の掲載先 (国土交通省ホームページ)

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html)

平成29年3月

各位

公益財団法人建築技術教育普及センター

## 平成29年度調査・研究助成、平成29年度普及事業助成の募集開始について

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、当センターの業務の推進に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターにおいては、標記の希望案件の募集を開始いたしましたので、「(公財)建築技術教育普及センターにおける平成29年度調査・研究助成、平成29年度普及事業助成の募集概要」をお送りいたします。募集案内についての詳細は当センターのホームページ (<http://jaeic.or.jp/>) をご覧ください。なお、締切は4月28日(金)となっております。

- 過年度の採択結果及び審査に当たったの評価のポイント等に関する講評は、当センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) をご覧ください。

問合せ先：

(公財)建築技術教育普及センター

情報・普及部普及課 三浦

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

TEL 03 (6261) 3310 (代表)

FAX 03 (6261) 3321



(公財)建築技術教育普及センターにおける  
平成 29 年度調査・研究助成、平成 29 年度普及事業助成の募集概要

【平成 29 年度調査・研究助成】

1.1 助成対象

- ① 建築設計、工事監理業務等（建築設備、インテリアに関わるものを含む）に関する調査・研究
- ② 建築教育、資格制度等（建築設備士、インテリアプランナーに関わるものを含む）に関する調査・研究
- ③ 建築技術者の資質の向上、活用方策等（建築設備士、インテリアプランナーに関わるものを含む）に関する調査・研究
- ④ ①から③までのうち、2 以上の分野にまたがる調査・研究
- ⑤ その他、建築技術の教育普及に資する調査・研究

1.2 応募資格：団体、グループ、個人を問いません。

1.3 助成件数：3～4 件程度

\* 選考に当たり、普及事業助成との間で助成件数の調整を図る場合もありますので、ご了承下さい。

1.4 助成条件

- ①金額：原則として、1 件 100 万円を上限とします。  
国、地方公共団体から助成を受ける場合は対象としません。  
また、原則として、前渡金は助成決定額の 30%以内とします。
- ②費目：人件費（賃金）／資料費／旅費交通費／通信費／消耗品費／謝金／印刷製本費／その他必要な項目  
原則として、調査・研究等のために新たに設備、機器を購入する費用は対象としません。
- ③期間：原則として、平成 29 年度内に実施されるもの  
内容により平成 29 年度から平成 30 年度にわたって実施されるものも可とします。ただし、当基金は単年度予算で運営されますので 2 年目については中間報告書の提出を求め、内容を審査の上、その都度決定いたします。

【平成 29 年度普及事業助成】

1.1 助成対象

建築設計・工事監理業務、建築教育・資格に関わること（建築設備、インテリアの分野を含みます。）をはじめ建築技術者の資質の向上・活用に関する普及事業。なお、建築技術者を対象とした事業に限るものではなく、たとえば国民の建築技術者への理解や信頼を深める等を目的とする事業も対象とします。

（事業区分）・講習会・講演会・シンポジウム・展示会・見学会・広報・表彰・コンペ・出版（非営利目的）等

1.2 応募資格：団体又はグループ

1.3 助成件数：4～5 件程度

\* 選考に当たり、調査・研究助成との間で助成件数の調整を図る場合もありますので、ご了承ください。

1.4 助成条件

- ①金額：原則として、1 件 100 万円を上限とします。なお、参加費等を徴収する場合（資料代実費を除く）は助成の対象としません。また、国、地方公共団体から助成を受ける場合も対象としません。  
また、原則として、前渡金は助成決定額の 30%以内とします。
- ②費目：会場費／印刷製本費／謝金／旅費交通費／通信費／消耗品費／その他必要な項目
- ③期間：平成 29 年度内に実施されるもの（平成 30 年度の普及事業の実施準備段階の事業も可とします。）

詳細は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) を参照の上、趣旨に合致する助成希望案件がございましたら、ご応募（〆切は、平成 29 年 4 月 28 日(金)消印有効）下さいませよう願いたします。

## 愛知県屋外広告物講習会のお知らせ

愛 知 県

愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。）で、屋外広告業を営む者は、愛知県屋外広告物条例に基づき、知事の登録を受けなければなりません。

また、屋外広告業を営む者は、屋外広告物に関する講習会修了者等を、営業所ごとに必ず置かなければなりません。

愛知県では、次のとおり屋外広告物講習会を開催しますので、受講を希望される方はお申し込みください。

## ○講習会

開 催 日	時 間	会 場
平成29年6月23日（金）	午前9時から 午後5時まで	愛知県自治センター 12階 E会議室 名古屋市中区三の丸三丁目1-2

## ○受講申請書の受付

受 付 場 所	受 付 期 間	受付時間
愛知県建設部公園緑地課 景観グループ（本庁舎4階） 又は 各建設事務所維持管理課	平成29年5月1日（月）から 平成29年5月31日（水）まで （日曜日、土曜日、祝日を除きます。）	午前9時から 午後5時まで

## (注意事項)

- ・電話・郵便では受付いたしません。
- ・受講手数料4,000円（受講科目一部免除の方は2,900円）は、受講申請書に愛知県収入証紙を貼付することにより納入してください。
- ・建築士、電気工事士等の資格を有する方は、免状の写しを添付してください。
- ・講習会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

## (問い合わせ先)

愛知県建設部公園緑地課 景観グループ

（電話052-954-6612）

又は各建設事務所維持管理課

※申請用紙は、受付場所で配布又は次の愛知県のウェブページからダウンロードできます。

愛知県のウェブページ： <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/29okugaikousyuukai.html>